

飯綱町社会福祉協議会「介護予防・日常生活支援総合事業」 訪問型サービス A 重要事項説明書

令和 7 年 4 月 1 日現在

事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話 026-253-8811 （受付時間：月曜日～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分まで）
担 当 管理者 サービス提供責任者

1. 飯綱町社会福祉協議会訪問介護事業の概要

(1) 事業所の名称、所在地等

法 人 名	社会福祉法人 飯綱町社会福祉協議会
代表者氏名	会長
住 所	長野県上水内郡飯綱町大字倉井 2907 番地 1
電話番号	026-253-8811
事業所名	飯綱町社会福祉協議会
事業の実施地域	飯綱町

(2) 事業所の職員体制

区 分	常勤	非常勤	計
管 理 者	1 名	0 名	1 名
サービス提供責任者	1 名	1 名	2 名
訪問従事者	0 名	8 名	8 名

(3) 営業日、営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで※
サービス提供の時間	9：00～17：00

(※自立支援に必要と認められる場合はこの限りではありません)

2. サービス内容

(1) 生活援助

・買い物 ・調理 ・掃除 ・洗濯 ・その他自立支援に必要と認められること

3. 利用料金

(1) 利用料

30 分未満	1 回につき	2 1 2 円
30 分 ～ 60 分未満	1 回につき	4 2 2 円

☆初回訪問は、加算料金がかかります。初回加算（2 0 0 円）

(2) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。

訪問前までに連絡をいただいた場合	無料
訪問前までに連絡がなかった場合	2 0 0 円

(3) その他

① ご契約者のお宅でサービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用はご契約者の負担になります。

② 料金の支払方法

毎月、2 0 日までに前月分の請求をいたしますので、2 5 日までにお支払下さい。尚、原則として、ながの農協・郵便局・長野信金の口座自動引き落としとさせていただきますが、現金集金の方法もございますのでご契約の際にお選びください。

4. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2) サービス実施時の留意事項（契約書第7条参照）

①定められた業務以外の禁止

契約者は「2. サービス内容」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

②サービスの実施

事業者は作成した訪問介護計画書に沿った内容のサービスを提供いたします。ただし、事業者はサービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③備品等の使用

サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただくことがあります。

(3) サービス内容の変更

サービス利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(4) 訪問介護員の禁止行為（契約書第16条参照）

訪問介護員は、ご契約者に対するサービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

①医療行為又は医療補助行為

②ご契約者もしくはその家族からの高価な物品等の授受

③ご契約者の家族等に対する訪問介護サービスの提供

④飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙

⑤ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動

⑥その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

5. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族等へ連絡します。

6. 事故発生時の対応方法について

(1) 利用者へのサービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

(2) 事故の状況及び事故後の措置について記録し、原因の分析や再発防止のための取り組みを行います。

(3) 利用者へのサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

7. 虐待防止について

(1) 事業者は、利用者への虐待防止、差別の禁止その他人権の擁護のため、次の措置を講じます。

①虐待防止に関する責任者を選定しています。虐待防止責任者は管理者です。

②成年後見制度の利用を支援します。

③苦情解決体制を整備しています。

④職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

⑤虐待防止のための対策を検討する委員会を開催し、結果について従業者に周知徹底を図ります。

(2) 事業者は、職員または養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに町に通報します。

8. 身体拘束等の禁止について

- (1) 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者または他の利用者の生命及び身体を保護するために緊急その他やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。
- (2) 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急その他やむを得ない理由など必要な事項を記録します。
- (3) 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講じます。
 - ①身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - ②従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施
 - ③身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び結果の周知徹底

9. ハラスメントについて

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメント向上に向けて取り組みます。

- (1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
 - ①身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
 - ②個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 - ③意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、利用者及びその家族等が対象となります。
- (2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同事案が発生しないための再発防止策を検討します。
- (3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- (4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係者への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

10. 感染症対策について

事業者は、事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように次に掲げる措置を講じます。

- (1) 職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催し、結果について職員に周知徹底を図ります。
- (4) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (5) 職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的 to 実施します。

11. 業務継続に向けた取り組みについて

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険事業の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要時応じて業務継続計画の変更を行います。

12. サービス内容に関する相談・苦情について

- (1) 苦情の受付
当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 訪問介護事業所
(担当者) 管理者

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:30 ～ 17:30

(2) 行政機関その他苦情受付機関

飯綱町役場 保健福祉課	所在地 長野県上水内郡飯綱町牟礼 2795 番地 電話番号・FAX 026-253-4764 受付時間 9:00～17:00
----------------	--

令和 年 月 日

サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 住所 上水内郡飯綱町大字倉井 2907 番地 1
名称 飯綱町社会福祉協議会

説明者氏名 _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意しました。

利用者

住所 上水内郡飯綱町大字 _____

氏名 _____

(代理人)

住所 _____

氏名 _____